

第 26 回 建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議 議事概要

【日 時】 令和 7 年 1 月 31 日（金） 10：00～11：30

【場 所】 都庁第二本庁舎 5 階 5B 会議室

【出席者】 アドバイザー委員：堀田委員（東京大学大学院）、原澤弁護士

局内委員：湯川道路監、荒井総務部長、山本企画担当部長

砂田建設 DX 推進・危機管理強化担当部長

上田道路管理部長、久野道路建設部長、佐々木公園緑地部長、斉藤河川部長

香月土木技術支援・人材育成センター長

事務局：前田技術管理課長、樋田用度課長、土合設備管理担当課長

森田建設 DX 推進担当課長、小島用度課長代理、渡技術管理課長代理、

木村技術管理課主事

令和 6 年度取組状況と令和 7 年度取組方針（案）

1. 設計等委託業務・工事の品質確保に関する事項（総合評価方式等の活用）

【原澤委員】総合評価方式については、品確法第 3 条 2 項の基本理念や発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）において適用の努力義務が記載されている。今回、令和 6 年度取組方針で価格競争を増やすことにした理由の 1 つに「過去の実績がない受注者が落札できないため」が挙げられているが、運用指針では施工実績ではなく施工計画を評価することや国土交通省が認定した民間資格を評価項目の対象とすることなども提案されており、適切な評価項目を設定することにより技術力があっても過去の実績がないという理由で落札できないという状況は回避できると考える。

- 【事務局】総合評価方式の評価項目については、建設局での運用状況や課題を都の入札契約制度の所管である財務局と情報共有しながら、財務局とともに検討していく必要があると考えている。

【原澤委員】「業務・工事内容により入札参加者数が少なくなる懸念がある場合は、不調リスクを考慮して価格競争で発注している」ことに関して、短期で見れば仕方がないことかもしれないが、長期で見ると経済基盤が安定している企業のみが落札してしまう等、総合評価方式の目的と外れた理由で価格競争に戻ってしまうことが懸念される。また、業界団体等からの意見でもあるように、女性や若手の積極的な雇用を促すことも総合評価方式の目的の 1 つであると思うので、簡単に総合評価方式を諦めないでほしい。提出書類の簡素化なども進めながら、入札参加者数の減少を防ぐ工夫をしてほしい。

さらに、例年価格点が 2 位でも技術点が高い企業が落札する割合が高い傾向にあり、技術力の重要性が分かる。その視点からも手間はかかると思うが、総合評価方式に重点を置きながら、引き続き業務・工事業務内容により適切に入札方式を選定してほしい。

- 【事務局】「総合評価方式で発注すると不調になる」という認識は我々の考えと少し違ってくるため、事務局には総合評価方式本来の目的を改めて伝えるとともに、適切に入札方式を選定でき

るよう、周知徹底をしていきたい。

また、技術提案型に関する提出書類の簡素化について、資料にも示しているとおおり、検討していきたいと考えている。

【堀田委員】令和7年度の方針は、令和6年度と同様に、業務・工事内容によって入札方式を適切に選定する方針としているが、そもそもの考えとして、総合評価方式だから新規参入の落札が困難というのはおかしいと思う。総合評価方式は、価格だけでなく、品質やその他総合的な価値が最も優れた契約内容とするべきという考えであり、東京都だけではなく、あらゆる公共発注者が同様に企業の実績や体制などを評価してきた。一方、実績が問われるため新規参入の落札が困難という課題が出てきているが、総合評価方式をやめて価格競争で発注することが唯一の解決策ではない。例えば、原澤委員の意見にもあった施工計画の評価や民間資格の評価が挙げられる。また、国土交通省では、他自治体の実績を評価する自治体実績チャレンジ型や若手技術者を評価する若手技術者活用評価型があり、直轄工事の実績がなくても技術力がある企業が受注できるように、モニタリングしながら適宜見直しが行われている。東京都もこれらを参考に検討してほしい。

また、価格競争で発注したことによる受注機会確保の状況として、新規参入にどの程度効果があったのかを検証していく必要があると考える。

- 【事務局】国土交通省のチャレンジ型や若手技術者活用評価型等を参考に、財務局と連携しながら検討していく必要があると考えている。

新規参入の受注状況について、P15の土木設計でいうと、表の「※」に示すように令和6年度は全77者のうち5者が過去5年間に受注なしであり、また、P22の工事では全293者のうち60者が過去5年間に受注なしという状況であり、新規参入に寄与しているのではないかと考えている。引き続き、状況を注視していく。

2. 働き方改革に関する事項（施工時期等の平準化）

【原澤委員】平準化について、これまで主として活用してきた債務負担行為とともに、繰越明許費も活用することで、平準化を進めていることがわかる。引き続き取組を続けてほしい。

- 【事務局】債務負担行為や繰越明許費等を活用しながら、継続して取り組んでいく。

【堀田委員】平準化率が改善しているので、引き続き取り組んでほしい。また、平準化に取り組んだことによる「効果」もあると思う。例えば、不調・不落率に良い影響が出ると思われるので、平準化による効果の分析・検証もしていただきたい。

- 【事務局】平準化されることで、我々発注者側も計画的に発注でき、受注者側も時期に合わせて入札参加できるというイメージはある。また、効果を示すことで区市町村の取組促進にも活用できると思うので、定量的な効果の分析・検証に取り組んでいきたい。

3. 生産性向上に関する事項（建設DX）

【堀田委員】P31のBIM/CIMについて、国ではBIM/CIM原則適用となっているが、建設局での件数はどの程度か教えてほしい。

BIM/CIM は、一気通貫型として各段階で蓄積された情報を違う段階で有効に活用するための媒体という考えであり、プロセス間連携やデータ連携を同時に進めることができるため、良い取組である。また、都では ECI 方式の適用事例があるが、ECI は設計と施工の有機的な連携であり、まさに BIM/CIM の活用が求められると考える。今後も ECI 方式を適用していくことを踏まえ、BIM/CIM を含めた建設 DX の検討を進めていただきたい。

- 【事務局】令和 6 年度の BIM/CIM 実施件数は 20 件程度である。現在、試行を実施するとともに、国や他県の動向も注視しながら、状況に応じてどのように適用していくことが最も効果的であるかを検討している段階である。
- 【砂田建設 DX 推進・危機管理強化担当部長】BIM/CIM を一気通貫型モデルとして試行しており、各段階におけるデータ連携が効率化や担い手不足等の解決策になると認識している。一方、国と同様にデータ連携をスムーズに進めるには、課題が多くあることも認識している。現状でも各段階でデータを活用することで、言葉では説明が難しいことが視覚的に伝わりやすくなった、工事が円滑に進んだなどの効果は出ている。また、試行に限らず現場におけるデータ活用の実例が出てきているので、実務を通じて課題を認識・対処していくとともに、データを活用した円滑な事業実施に引き続き取り組んでいきたい。

4. 担い手の確保・育成

【堀田委員】第三次・担い手 3 法を踏まえ、担い手確保は非常に大きな論点である。特に発注者として、元請との契約関係だけでなく、下請も含めたサプライチェーンに対して全体の責務を負うことが第三次・担い手 3 法の考え方である。標準労務費の考え方も導入され、建設業で働く全ての人が適切な労働環境に置かれているかどうかを確認する責務が発注者にとって大きくなり、また、都では東京都社会的責任調達指針が定められており同じような考え方であるため、働く人の状況の「見える化」を行い、引き続き適切な対応をしてほしい。

- 【事務局】標準労務費や東京都社会的責任調達指針など、東京都全体の共通認識として引き続き財務局と連携しながら取り組んでいきたい。

区市町村支援

【原澤委員】都の取組みによって徐々に区市町村の意識も変わってきていると思うが、令和 6 年 4 月から時間外労働の罰則付き上限規制が始まったにもかかわらず未だに週休 2 日制確保工事を導入していない区市町村が多数ある。区市町村が契約した工事で労働基準法違反とならないように、引き続き区市町村へ働きかけてほしい。

- 【事務局】区市町村に取組促進への意識を持ってもらえるように、引き続き取り組んでいきたい。

【堀田委員】週休 2 日制を含め、区市町村の課題は非常に多いと認識している。区市町村も同じ公共発注者であるため、本気で取り組んでいただく必要があると思う。そのため、P36 の「見える化」等により、区市町村支援を積極的に取り組んでほしい。

- 【事務局】東京都全体で一緒に取り組んでいくべきことであると認識しているので、引き続き取り組んでいきたい。

以上